

寄附道路測量費補助金交付要綱

(総則)

第1条 私道を市道に移管するための測量に要した経費に対する補助金の交付については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象)

第2条 補助の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は市道の認定、廃止等の基準（昭和51年6月10日制定）第3条から第10条の2までの現定に適合する私道を市道に移管するための測量経費とし、その測量仕様は、別に定める道路境界確定測量業務仕様書による。ただし、市長は実情により測量方法の変更をすることができるものとする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内において、次に掲げる額のうちいずれか少ない額とする。この場合において、その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(1) 別に市長が定める標準単価により算定した経費の額に10分の8を乗じて得た額に相当する額

(2) 補助対象経費の額に10分の8を乗じて得た額に相当する額

(交付申請)

第4条 規則第4条に規定する申請には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 測量経費内訳書

(2) 補助の対象となる測量図書

(3) 市道の認定、廃止等の手続（昭和51年6月10日制定）の様式1の申請に伴う同意書の写し

(4) この要綱の規定に基づく補助金の請求及び受領を申請者に委任した旨を証する書類（当該測量経費を負担した者か、2人以上の場合に限る。）

(申請者)

第5条 補助金の交付を申請することができる者（以下「申請者」という。）は、当該測量に要する経費を負担したものとする。

(測量者)

第6条 申請者が測量業務を委託する業者は、横須賀市指名競争入札参加有資格者名簿に登録された者、又はその登録要件を有する者とする。

(実績報告)

第7条 規則等10条に規定する市長の定める書類は、領収書の写しとする。

(適用除外)

第8条 この要綱は、次に掲げる私道については適用しない。

- (1) 公社、公団等公共的団体が所有するもの
- (2) 昭和58年10月1日以後に新たに築造されたもの
- (3) その他市長が不相当と認めるもの

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和58年10月1日から施行する。

(関係要綱等の廃止)

2 次に掲げる要綱及び要領は、廃止する。

- (1) 私有道路寄付採納取扱要綱(昭和52年4月1日制定)
- (2) 私有道路市道移管助成要領(昭和52年4月1日制定)

附 則

(施行期日)

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年8月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。